

従業員各位

担当部署 コーポレート本部人事総務部

新型コロナ特例) 社会保険料返還および2020年源泉徴収票差し替えのご連絡

昨年、新型コロナ特例により社会保険料月額変更届の同意書に同意いただきました社員の皆様にご連絡いたします。

この度、港年金事務所にて届け出が受理されましたので、下記のとおり2020年社会保険料の返還を行います。2020年社会保険料返還に伴い、再度、2020年分年末調整を行い、所得税調整を行いました。

よって、2020年社会保険料の返還対象者の方のみ2020年源泉徴収票を差し替えておりますので、ご確認ください。なお、2020年年末調整を当社でされた方で、別途確定申告をされている方は、2020年源泉徴収票の差替えをご確認お願い致します。

ご退職者含め返還対象者が多く、港年金事務所受理までに個別算定および調査、確認に時間を要したため、ご連絡のタイミングが本日となりましたことをご理解いただきますようお願いいたします。

## 記

## 1 社会保険料返還対象者

電子署名（クラウドサイン）にて昨年同意書に同意され方で、当社人事総務部より取消通知がなく、または取消の申し出をされていない方

## 2 【従業員共通】源泉徴収票の確認方法

右記の人事システムにログインし、メニュー「源泉徴収票・その他」を押下



人事システムログイン URL)

<https://stg.es.prosrv-web.jp/portal/bc447c064646b141782fc49ea47690d2>

または <https://es.prosrv-web.jp/portal/ef71d2b3fa24e5bc04de61bd8b0a98d8>

## 3 社会保険料返還・所得税調整方法

4月支払給与（4月23日）にて、2020年社会保険料返還額および所得税調整額、2021年1から3月までの徴収済み社会保険料調整（必要な場合のみ）を「控除項目」に計上のうえ、返還処理を行います。

社保料返還額・・・その他控除マイナスで支給

所得税調整額・・・過年度分所得税に計上

2021年徴収済み社保調整額・・・社保調整に計上

## 4 社会保険料返還対象者の方で、確定申告をお済みの方

差替前の2020年源泉徴収票にて確定申告をされている場合、4月15日までに確定申告の修正が必要となりますので、お手数ですが、差替え後の源泉徴収票をご印刷のうえ、修正のご対応をお願いします。

なお、4月15日を過ぎた場合は、「修正申告」として、手続は可能ですので、ご対応をお願い致します。

国税庁HP「Q&A」参照) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/qa/07.htm>

以上